

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

大洲市立長浜小学校

はじめに

「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行された。第13条に「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」とあり、「学校いじめ防止基本方針」の策定が義務化された。同年10月11日に文部科学省から「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日）、また平成26年3月には「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」（改定平成29年8月10日）、さらに「大洲市いじめの防止等のための基本的な方針」（改定平成29年10月1日）が出されたのを受け、「学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童等に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法第3条)

(2) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法第4条)

(3) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

(4) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(いじめ防止対策推進法第8条)

(5) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ嫌がらせやい

じわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童等が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査 6 の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずし・無視・陰口）について、小学校 4 年生から中学校 3 年生までの 6 年間では、被害経験を全く持たなかった児童等は 1 割程度、加害経験を全く持たなかった児童等も 1 割程度であり、多くの児童等が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 学校経営の充実

- ア 全職員の共通理解の下、豊かな心を育み、いじめ・不登校のない楽しい学校づくりに努める。
- イ 全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さない(見過ごさない)」という土壌をつくる。
- ウ 地域や P T A と連携を図り、人権集会を開催することで、人権感覚を磨きいじめや差別をしない児童を育てる。

(2) 人権・同和教育の充実

- ア 人権尊重の精神を基盤にした民主的な仲間づくりに努める。
- イ 教職員の人権・同和教育に対する認識の深化と確立に努める。
- ウ 人権・同和教育学習の授業の充実と研究に努める。

(3) 道徳教育の充実

- ア 道徳の時間の充実を図り、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的实践力を高める。
- イ あいさつ運動やボランティア活動、豊かな体験活動を通して、児童の内面に根ざした道徳性の育成を図る。
- ウ 家庭や地域社会との連携を深め、基本的な生活習慣や倫理観、規範意識の定着を図る。

(4) 体験活動の充実

- ア 友達と分かり合える楽しさやうれしさが実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。
- イ 学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。
- ウ 年間を通じて、社会体験や生活体験の機会を計画的に配置し、児童自身が自ら気付く・学ぶ機会を提供する。
- エ 個々の児童生徒の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識して、場や機会を提供する。

(5) 児童の主体的な活動（児童会活動等）

- ア 児童集会活動での異学年交流の充実を図る。（縦割り班活動）
- イ 委員会活動の充実を図り、児童の自発的な活動を支える。
- ウ 人権作文標語・人権集会等を実施し、思いやりあふれる児童を育てる。

(6) 分かる授業づくり

- ア 基礎・基本を重視し、きめ細やかな学習指導を通して、「確かな学力」の定着を図る。
- イ 「主体的・対話的で深い学び」を展開するとともに、個に応じた指導の充実を図り、学習指導を改善する。
- ウ 伝え合う活動を重視する。

(7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

- ア ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせる。その中に認められる自分が存在するを感じさせることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。
- イ 異学年集団活動を生かして、社会性や主体性を高め、認め合い・支え合う集団づくりに努める。

(8) 相談体制の整備（教育相談の充実、スクールカウンセラー等の活用）

- ア 「いじめ0強調週間」時に、いじめに関するアンケート・教育相談を実施し、児童の実態把握に努める。また、いじめが発見された場合は、複数の教職員で解消に努めるとともに、いじめについての理解を深め実践力の向上に努める。
- イ いつでも、誰にでも相談できる体制の構築に努める。
- ウ いじめ・問題行動発見の際には、いじめ対応マニュアルの流れで、全職員の意識統一の下、迅速且つ適正に対応する。

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ア 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの防止に努める。
- イ いじめに対し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。
- ウ 関係諸機関の協力を得て、携帯電話及び通信機能付きゲーム機の正しい使用の仕方について、高学年を対象に親子の学習会を開く。

(10) 発達障がい等への共通理解

- ア 困難な条件の下にある児童や障害を持った児童理解に努め、家庭・地域・関係諸機関の連携を密にして、実効性のある支援に努める。
- イ 個に応じた支援体制を充実し、保護者・地域の人々への啓発に努める。
- ウ 特別支援教育校内委員会を機能させ、学校全体で支援するとともに、保護者・地域・関係諸機関と連携して、特別支援教育への理解と啓発に努める。

(11) 校内研修の充実

- ア いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- イ 事例研修や配慮を要する児童の情報交換を密にする。

(12) 保護者への啓発（相談窓口の周知徹底等）

ア 児童が発するサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。

イ いじめ問題に関する情報を発信する。（学校便り、学校HP、人権教育参観授業公開・講演等）

(13) 学校間の連携協力体制の整備

ア 長浜小中主任児童委員会 年10回

イ 長浜小中学校児童生徒をまもり育てる協議会 年2回（7・1月）

ウ 学校運営協議会 年5回

エ 小中連絡会・幼保小連絡会 年1回（学年末）

これらの定期的に行われる会議をはじめとして密接に連絡を取り合い、生徒指導上の諸問題の未然防止・早期発見・事案対処・再発防止を図る。

3 いじめの早期発見

(1) いじめの態様

本校におけるいじめの態様については、全学年で「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずし、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」があり、高学年では「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が認知されたこともあり、組織的に対応している。

(2) いじめ防止対策推進体制の確立

ア 終礼・生徒指導部会

(ア) 終礼

終礼時に生活指導に関する話し合いを持ち、いじめに関わる情報の有無を確認する。

(イ) 生徒指導部会

学期に1回、配慮を要する児童についての現状や指導についての情報交換及び共通認識に基づいた未然防止についての話し合いを行う。

イ 校内いじめ対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、その他による「いじめ対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

（いじめと思われる行為を発見したり、情報が寄せられたした場合の対応は、いじめ緊急対応マニュアルを活用する。）

(3) 早期発見のための手立て

いじめの防止等のための対策に関する研修を次のとおり実施する。

・年5回（4月、7月、9月、12月、2月）

(4) アンケート調査等の工夫

ア 「学校生活を楽しくするためのアンケート」を毎月1回実施し、必ず教育相談を行って児童の悩みや人間関係を把握し、児童との信頼関係を深めながら、問題の解決にあたる。

イ 学期末に保護者対象のいじめアンケートと児童との教育相談を実施し、個人懇談においていじめの早期発見に努める。

(5) 相談活動の充実

ア 「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。

イ おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や生徒指導部等で気付いたことを共有し、大勢の目で児童を見守る。

ウ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働き掛けを行い児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。

(6) 保護者との連携及び情報の共有

いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

(7) 地域及び関係機関との連携

子育て支援サポートそよ風・民生児童委員・教育センター・中央児童相談所等、関係諸機関との連携を図る。

(8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 学校におけるいじめに対する措置

(早期対応、認知したいじめに対する対処等)

(1) 事実確認・認定

発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童等を守り通すことを前提として、事実確認を市、教頭に報告する。

(2) 校内での初期対応（指導体制、方針の決定）

ア 報告を受けた教頭は、校長の指導・助言の下、いじめ対策委員を招集し、情報共有といじめの認定を行う。

イ いじめとして認定した場合は、校長の指導・助言の下、直ちにその程度と状況に応じて、指導方針と体制を決定し、次のような校内での初期対応にあたる。

- 事実確認、情報収集
- 職員の役割分担
- 被害児童の保護並びにエンパワーメント
- 加害児童並びに周辺児童への指導
- 関係保護者への連絡、協力依頼
- 状況によっては、PTA会長にも連絡し、協力を求める。

(3) 市教委への報告・連絡・相談

前項でいじめと認定した場合は、その指導経過を保障するとともに、市教委に報告する。

(いじめ防止対策推進法第23条第2項)

(4) 外部機関への協力依頼

ア 次の場合は、市教委の指導・助言を得ながら、警察等の外部機関に連絡し、協力を求める。

(ア) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき

(イ) 前項の初期対応でも改善が見られず、悪化する懸念が生じたとき

イ 外部機関に協力を求めたときは、PTA会長とも協議し、随時PTA総会の開催の有無について協議する。

(5) 被害児童等や保護者に対する説明、支援

いじめられた児童等から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童等にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童等の個人情報の取扱い、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童等や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童等の見守りを行うなど、いじめられた児童等の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童等にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童等に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童等を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(6) 加害児童等への指導及び保護者への支援

いじめたとされる児童等からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童等への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童等が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童等の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童等の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も

含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童等に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童等が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(7) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(8) その他の留意事項

ア 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
(いじめ防止対策推進法第23条第4項)

イ 懲戒

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。
(いじめ防止対策推進法第25条)

ウ 出席停止

市町の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。
(いじめ防止対策推進法第26条)

エ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。
(いじめ防止対策推進法第23条第6項)

オ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

されている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称

ア 長浜小学校生徒指導委員会

イ 長浜小中児童生徒をまもり育てる協議会小委員会

(2) 構成員

ア 校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、該当の教職員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

イ 校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・PTA会長長浜中学校校長・長浜中学校生徒指導主事・学校運営協議会会長・副会長、校長が必要と認める者

(3) 活動内容

以下を活動内容とする。

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

ア 未然防止に向けた取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせる。

(ア) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

○ あいさつ運動

生活委員会が、いじめ0を目指して、毎月1週間あいさつ運動を推進する。

○ 道徳の充実

自己肯定感を高めるために道徳教育の充実に努め、道徳ワークシート等を活用して心と心の連携を図る。

(イ) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

○ 一人一人が活躍できる学習活動

健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える基盤となるものであるという立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ 縦割り班でのなかよし活動など異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習の工夫

- 人との関わりを身に付けるためのトレーニング活動
 ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができる。
- 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
 年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しを持って学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- 人とつながる喜びを味わう体験活動
 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

イ 早期発見・早期対応の取組

- (ア) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - 「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
 - おかしいと感じた児童がいる場合には、学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - 「学校を楽しくするためのアンケート」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめ0、いじめ見逃し0の学校づくりを目指す。
- (イ) いじめの早期発見のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。
 - いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。
 - 情報収集を綿密に行い、事実を確認した上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
 - 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
 - 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
 - いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やハート相談員と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (ウ) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
 - いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決するようなことはしない。
 - 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

ウ 指導体制の確立

生徒指導委員会、長浜小学校児童をまもり育てる協議会を設置して、指導体制を確立し、必要に応じて開催する。

エ 対応の方針決定

校長を中心として、終礼での情報交換、共通理解を図る。また、会の開催は月1回とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

オ 年間計画の策定と見直し

月1回の職員会議で、児童の問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通理解についての話し合いを行う。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

○ 長浜小学校生徒委員会は、随時行う。

○ 長浜小中児童生徒をまもり育てる協議会小委員会は、必要に応じて開催する。

カ 学校評価アンケートの実施・考察

学校評価委員会を年2回開催する。同時に、長浜中学校区児童生徒をまもり育てる協議会も開催し、情報交換、情報の共有、共通理解を図る。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン)

※ 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン)

(2) 調査組織の開催

ア 構成員

長浜小学校児童をまもり育てる協議会小委員会

校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・PTA会長長浜中学校校長・長浜中学校生徒指導主事・学校運営協議会会長・副会長、校長が必要と認める者

イ 対応

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

ウ 報告

重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。

エ 調査

- 教育委員会と協議の上、当該事案の対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

オ 調査結果の提供・報告

上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

カ 事後措置、再発防止

重大な事態に係る事実関係を明確にするための再調査として、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。また、事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。(出席停止措置の活用や就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応の検討)

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域に対しても不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。学校の設置者や学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

7 資料

- 平成 18 年以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料
(文部科学省・国立教育政策研究所、平成 24 年 9 月)
- 「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」等について
(文部科学省、24 文科初第 637 号、平成 24 年 9 月 5 日)
- 「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について
(文部科学省、24 文科初第 936 号、平成 24 年 11 月 27 日)
- いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について

(文部科学省、24 文科初第 1074 号、平成 25 年 1 月 24 日)

- 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について

(文部科学省、25 文科初第 246 号、平成 25 年 5 月 16 日)

- いじめ防止対策推進法の公布について

(文部科学省、25 文科初第 430 号、平成 25 年 6 月 28 日)

- いじめ防止基本方針の策定について

(文部科学省、24 文科初第 814 号、平成 25 年 10 月 11 日)

- いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ

(いじめ防止対策協議会 平成 28 年 11 月 2 日)

- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (文部科学省 平成 29 年 3 月)

8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の 2 点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

9 ホームページでの公開について

本校の教育活動や児童の学校生活の様子をホームページにアップすることで、保護者や地域、関係諸機関の理解や意見を得る。個人情報に関する事項には十分配慮し、校長の承認を得て、定期的に更新を行う。

終わりに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめられている児童がいた場合は、最後まで守り抜き、いじめをしている児童には、その行為を許さず、毅然とした態度で指導していく。

いじめを防止するためには、教職員全員が児童のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、児童自らも安心して豊かな社会や集団を築くことが大切である。これを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていく。

そこで、「学校いじめ防止基本方針」では、いじめ防止等の取組を校内で円滑に進めていくことを目指し、すべての児童等の健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱として取り組む。